子ども療育支援センター運営業務プロポーザル募集要領

1　業務名　子ども療育支援センター運営業務

2　業務概要

(1)業務の内容

子ども療育支援センター運営業務仕様書のとおり

(2)履行期間等

①履行期間　令和9年1月 23 日(予定)から令和 14 年3月 31 日まで

②業務期間　令和9年4月1日から令和 14 年3月 31 日まで

(3)履行場所

①すこやか交流プラザ内子ども療育支援センター

②市内保育施設等

(4)提案上限額　103,145,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5)最低制限価格　なし

3　参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる資格要件の全てを満たすものとする。また、本プロポーザルには、他者と企業体を組んで参加することができるものとする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

共同企業体による場合は、全構成事業者が下記①から⑦の要件を満たし、⑧については、共同企業体の構成員の実績を合算することも可とする。共同企業体の構成員の出資比率及び代表者の選定については、大野城市共同企業体運用要綱(平成5年要綱第 18 号)の規定を準用する。

なお、②の要件を満たしていない場合は、本市所定の資格審査を受け、承認を得ることで参加資格を認める。

① 大野城市競争入札参加資格等に関する規程(平成7年規程第1号)第3条各号のいずれにも該当しないこと。

② 令和7・8年度の有資格者名簿(大野城市競争入札参加資格等に関する規程第7条に規定するものをいう。)に登録されていること。

③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続開始の申立がなされていないこと。

④ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続開始の申立がなされていないこと。

⑤ 企画競争参加申込書(様式第1号)の提出期限から受託候補者特定の日までにおいて、大野城市指名停止等の措置に関する規則(平成 19 年規則第 23 号)に基づく指名停止を現に受けていないこと。

⑥ 大野城市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 12 号)第2条第1号に規定する暴力団(以下

「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体でないこと。

⑦ 法人であること。

⑧ 平成28年度以降に、官公庁において、児童の発達支援に関する業務の受託実績を1件以上有すること。

4 提案手続に関する事項

(1)担当部署

大野城市こども未来部こども家庭センター相談支援担当
〒816-8510 福岡県大野城市曙町2丁目2番1号
電話番号：092-580-1964（直通）
E-mail：chealth@city.onojo.fukuoka.jp

(2)資料配布に関すること

①募集要領等の配布期間

令和8年 11 月2日（月）～11 月 24 日（火）17 時まで

②配布方法

大野城市ホームページからダウンロードすること。
https://www.city.onojo.fukuoka.jp
（トップ＞しごと・産業＞入札・契約＞お知らせ）

③配布資料

ア 子ども療育支援センター運営業務プロポーザル募集要領
イ 子ども療育支援センター運営業務仕様書
ウ 子ども療育支援センター運営業務プロポーザル評価内容・配点表
エ 様式集
・大野城市様式（様式第1号～第3号、第6号～第10号）
・こ相様式（様式第1号、第2号）⇒役員一覧、開示請求書

(3)参加申込みに関すること

次に掲げる書類を提出すること。

※「3　参加資格要件」の②の要件を満たす場合は、5～10 の書類は不要

	表題	部数
1	企画競争参加申込書(様式第1号)	1部
2	委任状(様式第7号)	1部
3	確約書(様式第8号)	1部
4	特定業務共同企業体協定書(様式第 10 号) ※共同提案を行おうとする場合に限る。	1部
5	商業・法人登記簿謄本(申込日から起算して3カ月以内に発行されたもの。複写可)	1部
6	財務諸表(賃借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、直近2年分)	1部
7	市町村税の滞納がないことの証明書(申込日から起算して3カ月以内に発行されたもの。複写可)	1部
8	消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書(申込日から起算して3カ月以内に発行されたもの。複写可)	1部
9	使用印鑑届(様式第9号)	1部
10	役員一覧(こ相様式第1号)	1部
11	業務実績調書(様式第6号) ※平成28年度以降に実施した同種業務実績を記載すること。 ※参加要件として必ず1件以上記載すること。 ※業務を完了したことが分かる履行証明書、完成承認通知書等の写しを提出すること。 ※共同企業体の場合は、構成員それぞれの実績を合わせて記載してよい。その場合、受注者名を記載すること。	1部

○提出期限・場所・方法

ア 期　　限 令和8年 11 月 24 日(火)17 時まで

イ 提出場所 大野城市こども未来部こども家庭センター相談支援担当

ウ 提出方法 持参のみ(郵送は不可)

(4)参加申込みの質疑に関すること

①質疑の提出方法

参加申込みに関する質疑の受付は、以下のとおりとする。

ア 期　　限 令和8年 11 月9日(月)17 時まで

イ 提出場所 大野城市こども未来部こども家庭センター相談支援担当

ウ 提出方法 質疑書(様式第2号)を電子メールにより提出

※メール送信後、事務局に受信確認の電話を行うこと。
※電子メール以外での質疑は受け付けない。
※提出する際は、件名を「こども家庭センター運営業務　参加申込みに関する質疑」とすること。

②質疑に関する回答方法

参加申込みに関する質疑は、令和8年 11 月 13 日（金）17 時までに随時大野城市ホームページ上で回答する。

（5）提案書等に関すること

次に掲げる書類を提出すること。

	表題	部数
1	提案書　正本（任意様式、A3版用紙） ※法人名及び社印があるもの	1部
2	提案書　副本（任意様式、A3版用紙） ※法人名及び社印がないもの	9部
3	見積書（様式第3号） ※積算内訳書（算定根拠）を添付すること。	1部
4	法人経歴書（任意様式A4版1枚程度） ※共同企業体の場合はそれぞれ提出	1部
5	法人概要書（パンフレット等） ※共同企業体の場合はそれぞれ提出	1部

〇提出期限・場所・方法

ア 期　　限　令和8年 12 月 17 日（木）17 時まで
イ 提出場所　大野城市こども未来部こども家庭センター相談支援担当
ウ 提出方法　持参のみ（郵送は不可）
エ そ の 他　プロポーザル参加申込書提出後に辞退する場合は、令和 8 年 12 月 17 日（木）17 時までに任意様式で「辞退届」を提出すること。

（6）提案書等の質疑に関すること

①質疑の提出方法

提案書等に関する質疑の受付は、以下のとおりとする。

ア 期　　限　令和8年 12 月7日（月）17 時まで
イ 提出場所　大野城市こども未来部こども家庭センター相談支援担当
ウ 提出方法　質疑書（様式第2号）を電子メールにより提出
※メール送信後、事務局に受信確認の電話を行うこと。
※電子メール以外での質疑は受け付けない。
※提出する際は、件名を「子ども療育支援センター運営業務　提案書等に関する質疑」とすること。

②質疑に関する回答方法

提案書等に関する質疑回答は、令和8年 12 月 10 日（木）17 時までに本市ホームページへ随時回答する。その際、質疑書を提出した参加者名は非公開とする。

（7）提案書の作成方法

①提案書の作成にあたっては、任意様式により、簡潔かつ明瞭に記述し、片面印刷にて提出すること。

なお、提案書以外の参考資料等は受領しない。

②提案書は、審査委員に分かりやすいように文字は見やすい大きさ（12pt）を原則とし、図・写真等を用いる場合は鮮明となるように作成すること。

③指定の表紙に提出年月日、法人名を記載し、押印すること（副本には、法人名や押印、ロゴマーク、その他法人名の識別可能な表示はしないこと。）

④本業務に精通していないものでも理解できるよう分かりやすい資料とするもの。

（8） 提案書の無効

次の提案書は無効とし、審査の対象としない。

①本募集要領に定める規定に違反した提案書

②公正な競争の執行を妨げた者、又は不正な利益を得るために話し合いを行った者が提出した提案書

③参加者からの正式な書面により無効の意思がなされた提案書

④本業務の事務局に受理されていない提案書

（9）見積書の作成方法

①課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

②金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「￥」を記載すること。

③算定根拠となる積算内訳書を添付すること。（任意様式）

④見積書及び積算内訳書は、封筒に入れ密封し、かつその表面に法人の名称又は商号及び「子ども療育支援センター運営業務　見積書在中」と朱書きすること。また、裏面3箇所に見積書に用いた印鑑で押印すること。

（10）見積書の無効

次の見積書は無効とし、審査の対象としない。

①金額の記載がない見積書

②金額の東部に「￥」が記載されていない見積書

③法令又は見積条件に違反している見積書

④見積書に記名押印がなく、見積者が判明できない見積書

⑤所定の場所及び日時に到着しない見積書
⑥金額の重複記載、誤字又は脱字により意思表示が不明瞭である見積書
⑦見積参加資格のない者、見積参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等の見積参加条件に違反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者が作成した見積書
⑧提案上限額を超えた見積書

5　受託候補者の選定に関する事項

(1)業者の選定

①提案審査として提案書評価（配点 45 点）、プレゼンテーション評価（配点5点）、及び価格評価（配点 50 点）を行い、提案審査の得点の合計（配点 100 点）が最も高い者を受託候補者として選定する。

②提案審査の得点の合計が最も高い者であっても、価格面の評価を除く提案書評価、プレゼンテーション評価の合計得点の平均が6割以上でなければ受託候補者に選定しないものとする。

なお、参加者が1者の場合についても、同様の基準を満たさなければ受託候補者に選定しないものとする。

③合計得点が同点となった場合は、「提案書評価」の得点が高い者、その得点が同点であった場合は、「プレゼンテーション評価」、「価格評価」の順に得点の高い者を合格者として選定する。

(2)提案審査

審査委員により提案書評価、プレゼンテーション評価、価格評価による提案審査を行う。

①提案書評価及びプレゼンテーション評価の点数は「子ども療育支援センター運営業務プロポーザル評価内容・配点表」に基づき、審査委員全員の点数を配点毎に平均を算出し、その合計を評価の点数とする。なお、小数点以下の端数が生じたときは、小数点第3位以下を切り捨てとする。

②価格評価の点数は、以下の式により算出する。なお、少数点以下の端数が生じたときは、切り捨てとする。

価格点＝50 点×（1－見積額／提案上限額）

(3)プレゼンテーションの内容

①プレゼンテーションを行う順番は、審査委員会の事務局において決定する。
②プレゼンテーションの制限時間は 20 分とし、その後 15 分程度の質疑応答時間を設ける。
③プレゼンテーションにおける質疑は、提案書の内容及びプレゼンテーションについて行う。
④パソコンを使用したプレゼンテーションを参加者が希望する場合、プロジェクター及びスクリーンは事務局が用意し、パソコンやその他の必要な機材については参加者が用意するものとする。
⑤プレゼンテーションへの出席は、実際に業務を実施する際の担当者を含む3名以内とする。

（4）選定結果の開示

提案審査結果の公表後、プロポーザル参加業者に対して評価結果を開示する。

①開示内容

プロポーザル全参加者の合計得点と順位、開示請求者の提案審査（提案書評価・プレゼンテーション評価・価格評価）の得点。

※プロポーザル全参加者の合計得点と順位は公表事項

②受付期間

令和9年1月8日（金）から令和9年1月 15 日（金）17 時まで

③開示方法

開示請求書（こ相様式第2号）を提出後、請求者の本人確認を行い即時開示

④費用等

無料（写しが必要である場合はコピー代が必要）

⑤請求先

事務局（大野城市こども未来部こども家庭センター相談支援担当）

6　その他特記すべき事項

（1）提案等にかかる一切の費用は、参加者の負担とする。

（2）提出された提案書及び関係書類は、変換、差し替え、変更又は取り消しすることができない。

（3）市は選定された参加者の提案内容に基づき、業務内容の詳細についての協議を行う。

（4）選定された参加者と合意に至らなかった場合は、次点の参加者と同様の協議を行う。

（5）提案された内容については、契約時に仕様書の一部として取り扱うことになるため、その旨留意の上、提案を行うこと。（ただし、提案された内容については、市と調整を行うことから、提案内容がそのまま仕様となるわけではないことに留意すること。）

（6）提出された提案書等については、本業務に係る審査以外の目的で無断使用することはない。

（7）契約に際して、双方1通ずつ契約書を取り交わし、その内容は大野城市財務規則、その他関係法令によるものとする。

（8）提案書等に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

7 スケジュール

(1)プロポーザルの公示	令和8年 11 月2日(月)
(2)募集要領等資料配布	令和8年 11 月2日(月)～ 同年 11 月 24 日(火)17 時まで
(3)参加申込書等の質疑受付	令和8年 11 月 2 日(月)～ 同年 11 月 9 日(月)17 時まで
(4)参加申込書等の質疑回答期限	令和8年 11 月 13 日(金)17 時まで
(5)参加申込書の提出期限	令和8年 11 月 24 日(火)17 時まで
(6)参加資格審査	令和8年 11 月 25 日(水)～ 同年 12 月2日(水)まで
(7)参加資格審査結果通知	令和8年 12 月2日(水)
(8)提案書等の質疑受付	令和8年 12 月3日(木)～ 同年 12 月7日(月)17 時まで
(9)提案書等の質疑回答期限	令和8年 12 月 10 日(木)17 時まで
(10)提案書等の提出期限	令和8年 12 月 17 日(木)17 時まで
(11)提案審査(プレゼンテーション審査)	令和8年 12 月 25 日(金)
(12)提案審査結果通知及び公表	令和9年1月8日(金)
(13)評価結果の開示受付	令和9年1月8日(金)～ 同年1月 15 日(金)17 時まで
(14)契約事務 (起工・見積依頼・予定価格・本見積)	令和9年1月8日(金)～ 同年1月 21 日(木)
(15)契約	令和9年1月 22 日(金)
(16)履行期間	契約日の翌日～ 令和 14 年3月 31 日(金)